



# JFRL 情報宅配

## \* 農林水産省 \* (<http://www.maff.go.jp/>)

1. [「野菜を食べよう」プロジェクトを始めます！～暖冬でお手頃価格になっている野菜をもっと召し上がりがませんか～] (令和 2 年 1 月 28 日生産局園芸作物課園芸流通加工対策室)

<https://www.maff.go.jp/j/press/seisan/ryutu/200128.html>

2. [2 月 1 日から日本、台湾の有機農産物等に「有機」等と表示して相互に輸出入することができます！] (令和 2 年 1 月 30 日食料産業局食品製造課基準認証室)

[https://www.maff.go.jp/j/press/shokusan/syoku\\_kikaku/200130.html](https://www.maff.go.jp/j/press/shokusan/syoku_kikaku/200130.html)

昨年 10 月 30 日公益財団法人日本台湾交流協会と台湾日本関係協会との間で、「公益財団法人日本台湾交流協会と台湾日本関係協会との有機食品の輸出入に関する協力の促進に関する覚書」についての署名が行われました。

今般、本覚書を踏まえ、輸出入の詳細が決定されたことから、本年 2 月 1 日以降、日本又は台湾の有機制度による認証を受けた有機農産物等に「有機」等と表示して、相互に輸出入できるようになります。

## \* 厚生労働省 \* (<https://www.mhlw.go.jp/>)

1. [類又は誘導体として指定されている 18 項目の香料に関するリストの正誤表の送付について] (令和 2 年 1 月 21 日)

<https://www.mhlw.go.jp/content/000587743.pdf>

2. [薬事・食品衛生審議会(食品衛生分科会)] (令和 2 年 1 月 31 日開催)

[https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/shingi-yakuji\\_127884.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/shingi-yakuji_127884.html)

3. [「食品衛生法等の一部を改正する法律」に基づく政省令等に関する説明会(令和元年度 HACCP 普及推進地方連絡協議会)] (2020 年 2 月 13 日)

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000186645\\_00002.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000186645_00002.html)

## \* 消費者庁 \* (<https://www.caa.go.jp/>)

1. [食品に関するリスクコミュニケーション「今、知ろう 食の安全の考え方」の開催及び参加者の募集について] (令和 2 年 2 月 28 日開催、申込締切 2 月 21 日)

<https://www.caa.go.jp/notice/entry/018676/>

2. [インターネットにおける健康食品等の虚偽・誇大表示に対する要請について(令和元年 10 月～12 月)] (令和 2 年 2 月 3 日)

[https://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/extravagant\\_advertisement/pdf/extravagant\\_advertisement\\_200203\\_0001.pdf](https://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/extravagant_advertisement/pdf/extravagant_advertisement_200203_0001.pdf)

3. [令和元年度 新たな加工食品の原料原産地表示制度等に係る表示実態調査結果] (令和 2 年 2 月 18 日食品表示企画課) [https://www.caa.go.jp/policies/policy/food\\_labeling/information/research/2019/](https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/information/research/2019/)

## \* 内閣府 食品安全委員会 \* (<https://www.fsc.go.jp/>)

1. [みんなのための食品安全勉強会開催と参加者募集のお知らせ] (令和 2 年 2 月 27 日名古屋会場、令和 2 年 3 月 2 日東京会場) <https://www.fsc.go.jp/koukan/minna20200227.html>

## \* 独立行政法人農林水産消費安全技術センター \* (<http://www.famic.go.jp/>)

1. [JAS 制度及び規格の提案に関する説明会の開催及び参加者の募集について] (令和 2 年 1 月 8 日、令和 2 年 2 月 6 日更新)

<http://www.famic.go.jp/event/jas/index.html>

独立行政法人農林水産消費安全技術センター(FAMIC)では、令和 2 年 2 月 12 日(水)から、JAS 制度及び規格の提案に関する説明会を全国 7 か所にて開催します。

**\* 今月のトピックス \***

**【食品表示基準に基づく栄養成分表示のポイント】**

食品表示基準(以下「基準」という。)に基づく表示の切り替えはお済みでしょうか?5年の経過措置期間がこの3月末で終了となり、一般用加工食品及び一般用添加物については、4月1日以降製造する製品には栄養成分表示が必要となります。また、栄養成分表示が任意である生鮮食品や業務用加工食品においても、表示する場合は基準に従う必要があります。

〈栄養成分表示のポイント〉

- ・表示が義務付けられる成分及び熱量(熱量, たんぱく質, 脂質, 炭水化物, ナトリウム(食塩相当量に換算したものを表示))は基準別記様式2に、任意成分を表示する場合は基準別記様式3に従い表示する。
- ・栄養強調表示をする場合は、基準別表第12(補給ができる旨)、基準別表第13(適切な摂取ができる旨)、基準第7条(糖類を添加していない旨又はナトリウム塩を添加していない旨)の規定を満たしていること。
- ・栄養強調表示をする場合は、合理的な推定により得られた一定の値を表示することはできない。
- ・栄養強調表示をする栄養成分の量は、定められた分析法(基準別表第9)により得たものであること(糖類又はナトリウム塩の無添加表示を除く)。
- ・基準別表第12及び第13に栄養強調表示の基準がない栄養成分(例:セレン, ヨウ素, 糖質など)や、基準別表第9に掲げられていない成分(例:ポリフェノール, カフェイン, リコピンなど)について強調表示をする場合は、基準値の規定がないため、科学的根拠に基づき販売者の責任において表示する。

〈事業者向け〉食品表示法に基づく栄養成分表示のためのガイドライン 第2版

[https://www.caa.go.jp/policies/policy/food\\_labeling/food\\_labeling\\_act/pdf/food\\_labeling\\_act\\_180518\\_0001.pdf](https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/food_labeling_act/pdf/food_labeling_act_180518_0001.pdf)

別記様式2(義務成分を表示する場合)

栄養成分表示 食品単位当たり	
熱量	kcal
たんぱく質	g
脂質	g
炭水化物	g
食塩相当量	g

「ナトリウム(mg)」に2.54を乗じ「食塩相当量(g)」

飽和脂肪酸や糖質等を表示する場合、脂質や炭水化物の内訳として表示

糖質又は食物繊維のいずれかを表示したい場合、炭水化物の内訳として、糖質、食物繊維の両方を表示

別記様式3(任意成分を表示する場合)

栄養成分表示 食品単位当たり	
熱量	kcal
たんぱく質	g
脂質	g
-飽和脂肪酸	g
-n-3系脂肪酸	g
-n-6系脂肪酸	g
コレステロール	mg
炭水化物	g
-糖質	g
-糖類	g
-食物繊維	g
食塩相当量	g
上記以外の 栄養成分	mg 又は μg

栄養成分ごとに規定された単位で表示

弊財団では生鮮食品、加工食品をはじめ機能性表示食品、栄養機能食品、特定保健用食品等のデータ取得のための各種試験を承っております。お気軽にお問い合わせください。

内容についての問合せ、配信アドレスの変更・追加配信希望・配信停止はHPのお問合せよりお願いいたします。<https://www.jfrr.or.jp/contact/create>